喀痰吸引等研修臭地研修の臭施手順

①実地研修対象者(利用者)から実地研修についての同意を書面にて得る

・受講者から対象者本人またはその家族に対して実地研修の趣旨と内容を説明したうえで、「喀痰吸引等実地研修の実施に係る同意書」を記入してもらいます。

②対象者のかかりつけ医に依頼し、医師の指示書の交付を受ける

- ・受講者から医療機関に依頼し、「喀痰吸引等実地研修 指示書」を交付してもらいます。この指示書の交付には医療機関に対して文書料を支払うことになりますが、これは研修受講費用として受講者に負担してもらいます。
- ・研修機関は必要に応じて、受講者と医療機関の間の橋渡しの役割をします。

③医師の指示書を基に、実地研修の計画書を作成する

・指示書の内容を確認し、実地研修の指導者が主体となって、喀痰吸引等行為の対象者ごとに「喀痰吸引等実地研修 計画書」を作成します。

④医師の指示書及び実地研修計画書に基づき、実地研修を実施する

- ・受講者は実地研修指導者と日程を調整し、指導者の指示の下、安全管理に十分配慮しつつ対象者に対して実地研修を実施します。
- ・指導者は、対象者の体調に異変を感じた場合などは、研修を無理に続行せず、 医師に報告するなどの対応をとってください。
- ・指導者は、受講者の実施状況を観察し、評価票を記入するとともに、注意点 等を受講者に適宜指導してください。

⑤指示書を交付した医師に対して、実地研修実施状況報告書を提出する

・"指示"に対する"報告"として、指示書の交付を受けた者は、その指示書を 交付した医療機関に対して実施状況報告書を提出します。

⑥実地研修指導者から研修機関に評価票を提出し、実地研修終了の認定を得る

- ・指導者は評価票の記載内容が実地研修の修了条件を満たしていることを確認のうえ、その評価票を研修機関に送付し、実地研修完了の報告を行います。
- ・研修機関はこの内容を確認し、実地研修の修了認定を行い、喀痰吸引等研修 にかかる修了証明書を受講者に対して交付します。